TAC税理士講座

初学者のための

税法理論暗記セミナー



-CONTENTS-

- 1 はじめに…1
- 2 受験理論に必要なもの…2
 - 3 暗記の重要性…3
- 4 理論暗記における "壁" …5
- 5 暗記のための"理解"…6
 - 6 いざ!暗記!…11
 - 7 暗記後の反復学習…14
 - 8 時間の使い方…17
- 9 合格答案は見た目が大切…19
 - 10 おわりに…20
 - 付録 週間学習計画表…21

1 はじめに

会計科目から税法科目に進むと、いよいよ"税の専門家"としての勉強に入ることができて、なんだか少し嬉しくなるものです。ところが、目の前に立ちはだかる大きな壁が「理論学習」。問われたことに答える、という点では財務諸表論のそれと変わらないものの、学習方法はガラリと変わり、理論集の暗記、という作業が始まります。今のこのご時世に暗記…、と思うものの、覚えないことには合格できません。さて、困った…。

税法では、「租税法律主義」に基づき、理論の解答を条文に求めることとなり、結果的に条文を覚えることで解答の可能性が広がり、また同じ文章であれば速く書ければ書けるほど、計算問題に充てる時間が増えるので、合格がより近づいてきます。速く書くために文字を崩して筆記スピードを高めようとしても、採点者に読めない字になっては、今までの努力が水の泡となります。理論を早く書くためには筆記スピードではなく、暗記の精度が高いことが重要です。つまり、理論を覚えることが合格への近道となるわけです。

本セミナーは、そのような、初めての税法理論学習に取り組む皆さんを応援する、ビタミン剤のような講 座です。

暗記に対する抵抗感、苦手意識を克服すべく、どのようにすれば理論暗記がスムーズにできるようになるのか、その方法についてご紹介します。

2 受験理論に必要なもの

税法の理論問題は、「税法における取扱い」について出題されます。出題のされ方は様々で、単純な個別問題のほか、複数の規定を列挙する応用問題や、事例に対する取扱いを解答する事例問題などがありますが、いずれにおいても、与えられた問いに対し、法令の根拠を基にその取扱いを解答することが要求されます。

科目ごとに特徴はありますが、理論問題を分類すると以下のとおりとなります。

1 個別問題

覚えた理論をそのまま、あるいは一部を抜粋して解答する形式

【Point】 文面の丸暗記で対応可能

2 応用問題

与えられたテーマに基づき、複数の理論を組み合わせて解答する形式

【Point】 規定ごとの横の繋がりを理解しておく必要がある

≪具体例≫ 相続税法

問 相続人に適用される規定を列挙して、説明しなさい。

解答 理論マスター3-2、3-4、3-5、3-14、6-1など

3 事例問題

法令の根拠を基に、与えられた具体例に対して解答する形式

【Point】 具体例に即して規定を列挙する必要がある

個別問題は規定の暗記のみ、応用問題及び事例問題は規定の使い方などの理解が必要となるため、全てのパターンに対応するためには、**理解を伴う暗記**が必要になります。

暗記の重要性

税法の理論学習では、「一字一句正確に暗記すること」、つまり理論集の丸暗記が必要とされます。 そもそも、理論集の丸暗記は本当に必要か?という質問もよく受けます。本当に必要なのでしょうか? 次の消費税法の問題を見てみましょう。

- 問題 (1) 消費税法第4条第1項に規定する「国内取引の課税の対象」について述べなさい。 ただし、特定資産の譲渡等及び特定仕入れについては解答不要とする。
 - (2) 消費税法第2条第1項第8号に規定する「資産の譲渡等の定義」について述べなさい。 ただし、規定中のカッコ書きについては解答不要とする。

- 解答 1 (1) 国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する。
 - (2) 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

解答2 国内取引の課税の対象は、次の4要件のすべてに該当するものである。

- ① 国内において行うものであること
- ② 事業者が事業として行うものであること
- ③ 対価を得て行うものであること
- ④ 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること

解答1も、解答2も、上記の問いに対する解答として、内容としてはいずれも網羅しています。 しかし、解答1がたった2行で正確に解答しているのに対して、解答2では問題点があります。

問題点 「資産の譲渡等」の定義がどこを指しているのか分からないため、設問に対する解答になっ ていない

つまり、解答2では問いに対して的確に解答できていないということになります。したがって、解答1が 2行で満点をとれるのに対し、解答2では解答量が多い割に満点答案ではないということになります。

【解答1】

【解答2】

- (1)国内取引の課税の対象・

国内、事業者、

---(2)資産の譲渡等 -

事業、対価、譲渡・貸付け・提供

-(1)国内取引の課税の対象 -

国内、事業者、事業、対価、譲渡・貸付け・提供

※ 資産の譲渡等を定義するキーワードが不明確

〈TAC〉無断複写・複製を禁じます(税26)

「条文どおり解答する」ということは、実は最もコンパクトに、必要かつ十分な解答ができる方法なのです。はじめこそ、言葉遣い、文章の言い回しが少し堅苦しく感じられると思いますが、条文が発する大切なメッセージが込められているのです。アレンジすることで、キーワードの漏れや内容が不明瞭になることがあります。したがって、条文(理論集)を暗記することは**理解の集大成**であり、**合格への近道**となるのです。

ちなみに、次の文章を比べてみましょう。

国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する。

国内で事業者が行った資産の譲渡等には消費税を課する。

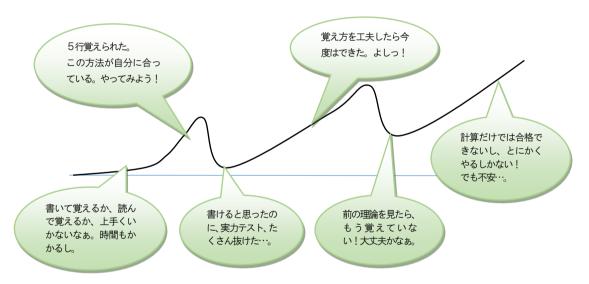
いずれもキーワードが押さえられていて、きちんと解答できています。一字一句といっても、助詞や、読点まで一字一句でないといけない、ということではなく、意味が変わらなければ助詞などが多少違っていても問題ありません。あまり神経質に考えすぎないようにしましょう。

4 理論暗記における"壁"

丸暗記するのが合格への近道、というのは分かっていても、実際には次のような理由から達成感を得に くく、理論暗記に対して苦手意識を持ってしまいがちです。

- (1) とにかくなかなか覚えられず、1ページを覚えるのにやたらと時間がかかる
- (2) どこまで理論集どおりに解答すればよいのか、間違えたらどのくらい点数に影響するのかわからず不安
- (3) 覚えてもすぐに忘れてしまうので達成感がなく、本試験までに書けるようになるのか不安

皆さんの心の葛藤、次のようではありませんか?



そう、理論暗記は思いのほか時間がかかる上に、すぐに忘れてしまうため不安ばかりが先行します。

でもこれは、初めての税法科目では皆さん同じ経験をしています。実際に多くの受験生をみていると、最初の科目には大変な苦労をしていますが、2科目目、3科目目になると苦労するものの、覚えるペースは上がっているように思われます。なぜなら、どうしたら自分は覚えられるのか、「自分の暗記方法」を知っているからです。まずはこの「自分の暗記方法」を探していきましょう!

5 暗記のための"理解"

税法の理論は丸暗記、と言われますが、ただ闇雲に覚えようとするのではなく、ある程度内容を理解してから、つまり、文章を文字情報ではなく、意味のある文章のつながりとして覚えようとすることで、暗記効果ははるかに高くなります。

まずは、条文に書かれている内容を掴むことから始めましょう。

【ステップ1】規定の全体像(タイトル(=解答の柱))を把握する

理論を暗記する際、まず、その論点の中に含まれている規定をタイトルで確認して、その論点がどのような規定で構成されているかをチェックします。タイトルのチェックを終えたら、各タイトルの中にある中タイトルをチェックします。

《具体例》 所得税法理論マスター3-10 同一生計親族が事業から受ける対価

- 1 原則的取扱い
 - (1) 事業主の取扱い
 - (2) 親族の取扱い
- 2 青色事業専従者給与
 - (1) 内容
 - (2) 届出書の提出
- 3 事業専従者控除
 - (1) 内容
 - (2) 申告要件
- 4 青色事業専従者等の判定

【ステップ2】各タイトルごとの概要・前提・結論等の内容を大まかにをチェックする

次に個々の規定の内容を見ていきますが、規定の中には一文がかなり長いものもあり、頭から読んだだけでは理解しづらい場合がありますので、各条文の構成を大まかに把握し、「何について規定しているのか」「何をする規定なのか」をチェックしておきましょう。

- 《内容をチェックするときの Point!》—

- 1 計算と理論のリンク
- 2 計算の知識の定着

理論暗記に苦手意識を持っている方の多くは、「理論」と「計算」を別ものとして学習を進めている傾向にあります。規定に基づいて計算の仕組みが成り立っているため、規定を理解して暗記すれば「理論の知識を計算で活用する」ことができ、計算の仕組みを理解して身につければ「計算の知識を理論で活用する」ことができるようになります。

つまり、理論と計算を結びつけることで、相乗効果が期待できるというわけです。

しかし、最初からリンクさせて学習を進めていくのは難しいため、頭の片隅に入れておく程度で良いでしょう。

【ステップ3】規定を分析する

規定を大まかに把握したら、次の項目を意識しながら規定を分析してみましょう。前提の区切りや結論、キーワードや間違えやすい箇所など、暗記作業を始める前にチェックした部分は、マーカーなどで印をつけると、覚えやすくなります。

Point 1 条文構成をチェックする

科目ごと、規定ごとに特徴はありますが、規定には条文構成があります。特に、長い規定ほど条文構 成を意識しておくと良いでしょう。実際に暗記をする前に構成を押さえておくだけで、暗記のしやす さが変わってきます。

《具体例》

- ① 適用要件(前提条件)
- ② 対象者等(適用対象となる者や財産など)
- ③ 結論

Point 2 適用要件(前提)をチェックする

通常、規定には前提がありますので、それをチェックします。言い回しは規定によって多少異なることがありますが、ほとんどは以下の2パターンに分けられます。

- ② 前提が2つの場合 ~の場合において、…のときは、

《具体例》相続税法 理論マスター2-1、2-3 生命保険金等

(相続又は遺贈により取得したものとみなす場合)

被相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約の保険金又は損害保険契約の保険金(…) を取得した**場合においては**、…

(贈与により取得したものとみなす場合)

生命保険契約の保険事故(…)又は損害保険契約の保険事故(…)が発生した**場合において**、保険料の 全部又は一部が保険金受取人以外の者によって負担されたものである**ときは**、

Point 3 結論をチェックする

理論暗記の上で、最も重要な部分です。例えば「納税義務がある」と書くべきところを「納税義務がない」と書いてしまったら意味は真逆。それまで何行解答しようとも結論が間違っている訳ですから、その解答は0点です。特に慎重にチェックしましょう。

また、次のような語尾の言い回しを間違えると、〇点ではありませんが減点の対象です。 とにかく、結論は大事!

〜しなければならない … 義務規定 〜できる … 任意規定

- ~とする …本来そのように取り扱っておかしくないものにつき、制度とし てそのように決める場合に用いる

~とみなす…本来そうでないものにつき、擬制的にそのように取り扱う場合

《具体例》消費税法 理論マスター1-1 国内取引の課税の対象

(2)②口 十地収用法等

土地収用法等に基づいて所有権等を収用され、権利取得者から補償金を取得した場合には、 対価を得て資産の譲渡を行ったもの**とする**。

(3) みなし譲渡

次の行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

Point 4 その他チェックしておきたいもの

(1) キーワード (税法用語)

理論を何題か覚えていると、以前覚えた理論と同じ用語が用いられていることがあります。それが「キーワード(税法用語)」です。条文の中で何らかの形で定義された、意味のある一まとまりの用語をキーワード(税法用語)としてチェックをすることで、規定の内容を理解しやすく、文章が頭の中に入りやすくなります。また、答案そのものの完成度も上がり、印象がよくなります。

- ※ キーワードの見つけ方
- ① 理論集に「定義」「用語の意義」として掲載されているもの
- ② 理論集の文章中、注書きやカッコ書き(「〇〇(…をいう。)」)、「〇〇とは、…」と補足説明されているもの
- ③ その他、複数の理論でよく用いられている、まとまりのある言葉

(2) 接続詞、指示語

① 日常用いられる接続詞も、その位置づけを理解しておくと、文章の内容理解につながります。 「又は」「若しくは」…英語では「or」の意味ですが、「又は」の方が大きな接続に使います。 「及び」「並びに」 …英語では「and」の意味ですが、「並びに」の方が大きな接続に使います。

《具体例》消費税法 理論マスター1-1 資産の譲渡等の意義

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

② 「〇〇で、~もの」…「もの」は「で」の前の名詞「〇〇」を指します。

《具体例》相続税法 理論マスター1-1 相続税の課税財産の範囲(制限納税義務者)

相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるものに対し、相続税を課する。

(3) 基準をあらわす用語

「以上」「以下」「超」「未満」といった基準値を表す言葉や、「経過する日」「経過した日」「翌課税期間」「2年前の日の前日」「課税期間の末日の翌日」といった基準日をあらわす言葉は、1円又は1日ズレるだけで大きく取扱いが変わるところですので、チェックしておく必要があります。

さて、ここで基本作業をまとめてみましょう。

《具体例》法人税法 理論マスター6-10 中小企業者等の少額減価償却資産の特例

青色申告書を提出する中小企業者等(常時使用する従業員数が500人以下の法人に限る。)が取得 基準値

等し、/ かつ、事業の用に供した減価償却資産で、/ その取得価額が30万円未満であるもの(取得基準値 「減価償却資産」をさす

価額が10万円未満であるものその他一定のもの※を除く。以下「少額減価償却資産」という。)を有 基準値

する場合において、/ その取得価額相当額につき、その事業の用に供した日の属する事業年度に損 前提1

金経理をしたときは、/ その損金経理をした金額は、/ その事業年度の損金の額に算入する。 前提2 結論

- ※ その他一定のもの … 上記2.又は3.等の適用を受けるもの及び貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供したもの
- (注) その事業年度の少額減価償却資産の取得価額の合計額が年300万円を超えるときは、/ そ 基準値 の取得価額の合計額のうち年300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計 基準値 額を / 限度とする。
- ※ 部分はキーワード、「/」部分が文章の区切りです。

6 いざ!暗記!

理解の基本作業が終了したら、いよいよ暗記です。これまでのステップを経て、覚える理論の内容は把握できている状態です。したがって、ひたすらに暗記を進めているつもりでも、ただ闇雲に覚えているということではないので、ただひたすらに覚えていきましょう。

よく、「理解してから暗記しようとするとなかなか暗記をはじめられない」という声を聞きますが、まずは基本作業で十分です。何度も覚えているうちに理解が深まり、計算項目であれば計算を繰り返すうちに理解が深まる側面もありますから、悩む前に行動してみましょう。

ここで、文章の長いものは、次のような方法で覚えてみてはいかがでしょうか。

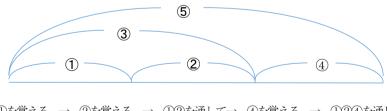
(1) 一文をいくつかに区切って暗記する方法

【パターン1】



①を覚える → ②を覚える → ③を覚える → ①~③を通して覚える (④)

【パターン2】



〈TAC〉無断複写・複製を禁じます(税26)

文章の区切り方も、いくつか考えられます。

《具体例》 消費税法 理論マスター2-1 1(2)低額譲渡

法人が資産をその役員に譲渡した場合において、対価の額が譲渡時の資産の価額に比し著 しく低いときは、その価額に相当する金額を対価の額とみなす。

《その1》内容の異なるごと(前提、結論など)に区切る方法

- ① 法人が資産をその役員に譲渡した場合において、 ←前提1
- ② 対価の額が譲渡時の資産の価額に比し著しく低いときは、←前提2
- ③ その価額に相当する金額を対価の額とみなす。 ← 結 論

《その2》文章の区切りのよいところ(文節など)で区切る方法

- ① 法人が / 資産を / その役員に / 譲渡した場合において、 /
- ② 対価の額が / 譲渡時の資産の価額に比し / 著しく低いときは、/
- ③ その価額に相当する金額を / 対価の額とみなす。

(2) 文章の骨格となる部分をまず覚え、後から修飾部分を補う方法

「カッコ書き」、「注書き」、「…で~もの」といった表現で修飾される部分を最初は飛ばして、骨格となる部分を覚え、後から挿入する形で覚える方法です。

結論がしっかりと押さえられるので内容を理解しやすく、結論を間違える、といったミスを防ぐことができます。

《具体例》相続税法 理論マスター3-10 相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額

(理論マスター)

相続又は遺贈により財産を取得した者がその相続の開始前3年以内に被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、その贈与により取得した財産(その年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの(特定贈与財産及び相続時精算課税適用財産を除く。)に限る。以下「加算対象贈与財産」という。)の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなす。



(分解してみると)

- ① 相続又は遺贈により財産を取得した者がその相続の開始前3年以内に被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、 ←前 提
- ② その者については、 ←対象者
- ③ その贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税 価格とみなす。 ← 結 論

その年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるものに限る。以下「加算対象 贈与財産」という。

特定贈与財産及び相続時精算課税適用財産を除く。

7 暗記後の反復学習

一度覚えた理論、テストでは無事に書けたものの、次の理論を覚え始めたり、暗記題数が増えてくると、 以前覚えた理論を忘れてしまいますので、暗記したものをどう定着させるかを考えていきましょう。

1 暗記の完成度は忘れた回数に比例する

暗記理論は、繰り返し覚えることによって、覚えた回数に比例して定着します。逆にいうと、忘れた回数と同じ回数だけ覚え直すわけですから、忘れた回数に比例する、とも言えます。また、2回目の暗記は、1回目よりも早く覚えられるようになるため、忘れることを恐れず、1題ずつ正確に暗記していきましょう。

2 鉄は熱いうちに打て!

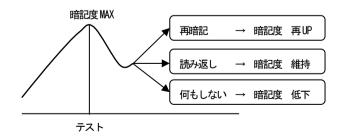
さて、突然ですが、昨日の夕食のメニューは何でしたか?一昨日は、その前は…1週間前は? 一昨日まではすぐに浮かぶけれど、その前は…、というように、時間が経てば記憶は曖昧になります。 しかし、1週間前のことでも、「誰と」や「どこで」という要素に関連付けて思い出せることもあります。 ここから、暗記の定着に必要なエッセンスが分かります。

Point 1 間隔を空けすぎない

時間が経てば経つほど、記憶は薄れていきます。読み返すだけでも効果は大きいです。

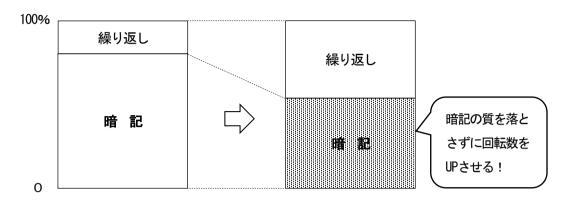
Point 2 関連付けが効果的

たとえばテストで間違えてしまったところは、読み返すと「ここは減点されたことがある」といった記憶がよみがえり、次からは覚えられたりします。また、基本作業でチェックをした箇所は、その書きこみや、マーカーを引いた理論集のページが目に浮かんでくると、定着が良くなり、試験で「ど忘れ」してしまっても、思い出しやすくなります。



《応用編》 時短暗記で回転数 UP!~計算とリンクする規定~

繰り返した分だけ暗記の精度が上昇するのであれば、いかに暗記を時短し、繰り返せるかがポイント になります!理論学習に充てることができる時間は有限!効率的に暗記を行いましょう!



時短のポイントは、暗記したい理論の理解度を、暗記する前に認識することです。 そのためには、計算の知識をしっかりと定着させておく必要があります。

《手順》

- (1) 計算の知識を用いてキーワード・キーセンテンスを箇条書きで書き出す
- ② ①と理論マスターを比較して足りない部分や表記の違いをチェックする
- ③ ②でチェックした部分を中心に暗記する

《具体例》相続税法 理論マスター3-12 未成年者控除

相続又は遺贈により財産を取得した者(居住制限納税義務者又は非居住制限納税義務者を除く。)が被相続人の法定相続人に該当し、かつ、18歳未満の者である場合においては、その者については、算出相続税額(相続税額の加算から配偶者に対する相続税額の軽減までの規定を適用した後の金額。以下同じ。)から次の算式で算出した金額を控除した金額をもって、その納付すべき相続税額とする。

《算式》

10万円×その者が18歳に達するまでの年数(1年未満切上)

《手順①》計算の知識を用いてキーワード・キーセンテンスを箇条書きで書き出す

- ・相続又は遺贈により財産を取得する
- 居住無制限納税義務者又は非居住無制限納税義務者である
- 法定相続人
- •18歳未満
- ・算出相続税額から控除額を控除する
- ・控除額は10万円×(18歳-年齢)

《手順②》①と理論マスターを比較して足りない部分や表記の違いをチェックする

- ・相続又は遺贈により財産を取得する
 - ⇒相続又は遺贈により財産を取得した者
- 法定相続人
 - →被相続人の法定相続人
- •18歳未満
 - ⇒18歳未満の者
- ・算出相続税額から控除額を控除する
 - ⇒算出相続税額(相続税額の加算から配偶者に対する相続税額の軽減までの規定を適用した後の金額。以下同じ。)から次の算式で算出した金額を控除した金額をもって、その納付すべき相続税額とする。←控除する規定ではなく、納付税額を求める規定
- ・控除額は10万円×(18歳-年齢)

内容は同じだが、

⇒10万円×その者が18歳に達するまでの年数(1年未満切上)

表記が異なる

《手順③》②でチェックした部分を中心に暗記する

上記の具体例では「その者については」「算出相続税額から控除額を控除する」以外は理解できているため、覚え直す部分は少なくて済み、暗記時間の短縮が可能!

さらに、計算の知識も再確認出来るため、一石二鳥!

8 時間の使い方

1 いつ覚えるかを決める

理論暗記を行う際には、「暗記できる場所、時間、方法」を見つけることが必要となります。これは 自身の生活リズムや学習環境により十人十色ですから、自分に合った方法等を見つけることが大切で す。まず、1週間の学習スケジュールの中で、理論暗記に充てる時間を探しましょう。

- (1) 起床~出勤(通学)まで
- (2) 通勤(通学)中、電車の中など
- (3) 家族を送り出した後や子供が眠ってからなど
- (4) 帰宅後~就寝まで(お風呂で覚えていた、という方もいますよ)
- (5) 普段から予定している学習時間(机上)の一部
 - ※ 自分のスケジュールを書き出し、学習に使える時間を「視覚化」しましょう。 人間の脳は目に見えないものについては「無限にあるもの」と勘違いをしてしまいます。 理論学習に充てられる時間を事前に確認することで、やるべきこと、出来ることが明確化し、 集中力を高めることにもつながります。TACのHP上にも週間学習計画表がありますので、1 週間の学習予定を事前に組む際にご使用下さい。

https://www.tac-school.co.jp/file/tac/kouza zeiri/pdf2/keikaku syuukanyotei.pdf

暗記を継続するポイントは、次のとおりです。

Point 1 すき間時間、とは考えない。

上記のうち、(5)以外はいわゆる「すき間時間」と言われる時間帯です。合格体験記などを目にすると、理論暗記は電車での移動などのすき間時間を使って、という話が出てきますが、初めての理論暗記では「すき間時間で」と思ってもなかなか暗記が進まず、予定通りにいかないものです。すき間時間ではなく、貴重な「理論学習の時間帯○分」と意識しましょう。

Point 2 机に向かう時間も組み込む

理論暗記の方法(読む、書く、聞く)によって、理論学習のために必要な時間帯や場所は変わりますが、慣れないうちは意識して机に向かい、様々な方法を試してみるとよいです。書いたり、読んだり、試行錯誤しながら学習を進めていくうちに、自分なりの方法が見つかります。

Point 3 毎日コツコツ

暗記は、1週間のうち、1日7時間を充てるよりも、1日1時間(又は30分×2回)ずつ7日間を充てる方が集中力を保ち、記憶の定着が図られるので効果的です。

2 暗記目標を決める

もう1つ、暗記計画を立てる上で必要なことは、暗記のペースを決めることです。1題の理論を覚えるのにどのくらいの時間をかけるか、講義のテストとの兼ね合いもありますが、これを決めると1週間で理論暗記に必要な時間もだんだんつかめてきます。次の2点から検討することが理想ですが、あまり時間がない、という方は、まずは新しい理論を中心に考えましょう。

Point 1 新しい理論を覚える

理論暗記が初めてであれば、1週間~10日で1題暗記をする、ということを目標にしてみるとよいでしょう。コツがつかめてきたら、5日~1週間で1題、というように少しハードルを上げてみましょう。

Point 2 古い理論を見直す

一度覚えた理論はそのままにせず、繰り返し目を通すことが大切です。1週間のうちで1時間程度でも、いわゆる「ガチ暗記」ではなくとも構いませんので予定してみましょう。

3 どうやって暗記するか決める

暗記の方法には次のようなものがあります。どこで、どのように覚えるか、検討してみましょう。

- (1) 書いて覚える方法
- (2) 読んで(声に出して、あるいは頭の中で) 覚える方法
- (3) 聞いて(暗記用の音声ファイル(P20参照)や録音した自分の声など)覚える方法

Point 複数の方法を組み合わせる

暗記方法は1つの方法に頼らず、複数の方法を組み合わせた方が効果的です。

参考 勉強法は4つのタイプに分かれる

- 読んで理解するタイプ
 テキストを読めば大抵のことは理解できるという人
- 聞いて理解するタイプ耳で聞くのが一番理解できるという人
- 書いて理解するタイプ読んだり聞いたりしたことを自分の言葉でまとめることで理解ができるという人
- 話して理解するタイプ勉強したことを人に説明して、自分が話すのを聞くことで理解ができるという人

9 合格答案は見た目が大切

理論暗記は、合格答案を作成するために行うものです。せっかく覚えた理論ですから、なるべくマルを もらいやすい答案を心掛けたいものです。何も美文字である必要はありません。限られた時間の中で解答 する訳ですから、多少文字が乱雑になってしまっても致し方ありません。

では、どの程度の答案であれば読みやすい、マルをもらいやすい答案なのでしょうか《Point》

- ① **段落やタ小ル**を設けており、見やすい。
- ② 条文(理論集)に沿った解答ができている。
- ③ 訂正していても読みやすい。

採点は人が行うもの。「自分の答案を読んでもらう!」という意識で書くことで、自然と読みやすい答案ができるものです。

《具体例》 法人税法第22条「益金の額」について(法人税法 理論マスター2-1)

1 益金の額

益金

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他

の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。

(良くない例) 大きすぎる、又は小さすぎる。さらにタイトルや改行がない

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額 は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務

の提供、無償による資産の議受けその他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。

(良くない例) 強いクセ字

内国法人の各事務年度の行得の金郎の計算上との事務年度の損金の銀に買入すべき金郎は、則録の定めがあるものを除き、過差の観光、有撲又は

細胞による適能の解語では特殊の機然、細胞による適能の解釈」との他の取引で資本等限引以外のものに係るとの事務年度の収益の額とする。

10 おわりに

いかがでしたでしょうか。

本セミナーをきっかけに、少しでも「暗記を頑張ろう!」という気持ちが増したのであれば幸いです。

さすがに、理論暗記自体を代わることはできませんので、ここからは皆さんの努力次第です。苦しいかもしれません。 でも、これをきっかけに楽しいと感じるかもしれません。

どんなに苦しくても、最後に皆さんを支えるのは、皆さんが目指すものへの思いです。

「合格して税理士になるぞ!」という気持ち、これが皆さんを支えます。

努力は人を裏切りません。

合格を目指して、頑張っていきましょう!!



サイバーブックストア

https://bookstore.tac-school.co.jp/



《付録》

学習計画表

	月	火	水	木	金	土	目
4:00							
5:00							
6:00							
7:00							
8:00							
9:00							
10:00							
11:00							
12:00							
13:00							
14:00							
15:00							
16:00							
17:00							
18:00							
19:00							
20:00							
21:00							
22:00							
23:00							
24:00							
1:00							
2:00							
3:00							
4:00							